

長野市施設案内予約システムの利用案内

【問い合わせ先】

長野市スポーツ課 026-224-5083

「長野市施設案内予約システム」ホームページアドレス

●パソコン用アドレス

https://www.pa-reserve.jp/eap-rj/rsv_rj/core_i/init.asp?KLCD=202019

●スマートフォン用アドレス

https://www.pa-reserve.jp/eap-rm/rsv_rm/i/im-0.asp?KLCD=202019



スマートフォン用QRコード

— 目 次 —

1	登録（新規登録、変更登録、登録廃止）	P 3
2	登録窓口	P 4
3	長野市施設利用登録証の取扱い	P 4
4	パスワードの取扱い	P 4
5	システムから予約できる施設	P 5
6	システムの利用方法	P 8
7	システムの利用時間	P 8
8	利用申込み期間	P 8
9	抽選申込みについて	P 8
10	予約システムによるパスワードの問い合わせ方法	P 10
11	抽選結果の公開について・当選後利用手続き	P 12
12	先着申込み・利用手続き	P 14
13	当日申込み	P 15
14	予約の取消し	P 15
15	使用許可の取り消し等	P 16
16	その他	P 16
17	免責事項	P 16
18	施設利用にあたっての注意事項	P 17
	参考条例	P 17
	委任状記載例	P 18

利用手続きの流れ

利用者登録

- 登録申請書
- 団体構成員名簿（団体の場合）
- 本人確認書類

窓口にて
登録申請

登録証受理

書類審査
(約一週間)

予約システムにて
施設予約

施設予約・利用

- 団体（抽選当選分+先着申込分で5件以内）
- 個人（抽選当選分+先着申込分で2件以内）

体育館11日～
テニスコート13日～
野球場ほか15日～

毎月
1～10日

無料施設は省略

抽選
申込み

結果
発表
表

落選

先着
申込み

当選

使用
料
払
込
み

ご
利
用

利用申込み期間表

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
抽選対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分

1 登録（新規登録、変更登録、登録廃止）

1 登録について

- (1)長野市施設案内予約システム（以下「システム」という。）を利用して施設の予約等を行うためには、あらかじめ「長野市施設利用登録（以下「登録」という。）」が必要です。
- (2)登録は、所定の「登録申請書」において本案内に同意のうえお申込ください。なお、登録は「2 登録窓口（以下「登録窓口」という。）」に記載されている施設で行ってください。

2 新規登録

- (1)新規登録できる方は次のとおりです。

○市内団体 代表者が18歳以上の方で、市内に居住・在勤または在学する方によって過半数を構成する5名以上の団体

○市内個人 テニスコート、北部スポーツ・レクリエーションパーク屋内運動場、サンマリーンながの屋内運動場を利用する市内に居住・在勤または在学する個人

○市外団体 代表者が18歳以上の方で、市内団体以外の5名以上の団体（抽選予約不可、有料施設の先着予約のみ可能。）

(注)団体登録について、過半数が同じ構成員で別の団体を登録申請することはできません。また、1団体を複数の団体に分けて申請することもできません。（例：〇〇クラブA、〇〇クラブBなど）

- (2)団体登録の場合は「登録申請書」と併せて「団体構成員名簿」の提出が必要です。なお、特別な理由で構成員が多数所属する団体（育成会、地区の団体）は代表者5名以上を「団体構成員名簿」に記載し、提出してください。「登録申請書」と「団体構成員名簿」の様式は、長野市スポーツ課のホームページからダウンロードもできます。
- (3)登録の際、団体の場合は代表者、個人の場合は本人（以下「登録者」という。）が、本人であることを確認できる証明書（運転免許証・マイナンバーカード・学生証など、以下「身分証明書」という。）を提示し、行ってください。
- (4)登録申請の際に「長野市施設利用登録証（以下「登録証」という。）」を発行します。

3 変更登録

- (1)登録名称の変更、「登録者」の氏名・住所・連絡先の変更、暗証番号、メールアドレスの変更などを行う場合、団体登録の場合は新代表者、個人登録の場合は本人が「身分証明書」を提示し、「登録窓口」にて変更登録を行うか、システムで変更を行ってください。

※システムで変更をすると、暗証番号に英数字混在が必須になりますので、ご注意ください。

- (2)団体構成員の過半数が変更された場合は、「登録者」が「登録窓口」にて変更登録を行ってください。その際は、「登録証」を「登録窓口」に提示してください。

4 登録廃止

- (1)「登録者」が「登録窓口」で「登録証」を提示して行うか、システムで登録内容の廃止を行ってください。
- (2)1年間、全く予約利用のない登録は、利用登録を廃止する場合があります。

5 メールアドレスの登録

- (1) メールアドレスを登録しておくこと、予約の確定時などにメールが自動配信されます（返信はできません）。
- (2) お使いのPCやスマートフォン等の設定を確認し、以下のドメインのメールが受信できるよう、設定変更をお願いします。

予約システムメールアドレス：`@pa-reserve.jp`

6 代理人申請

- (1) 代理人の方が窓口にお越しになる場合は、代理人であることを証するもの（委任状・市内個人登録で登録者が未成年者の場合は住民票等、親権者であることがわかるものでも可）をお持ちいただいた上で、窓口に来る方の本人確認をさせていただきます。（18頁 委任状記載例参照）

2 登録窓口

長野市役所スポーツ課	芋井公民館	鬼無里公民館
芹田公民館	篠ノ井交流センター	大岡支所
古牧公民館	松代公民館	長野運動公園総合市民プール
三輪公民館	若穂公民館	南長野運動公園体育館
古里公民館	川中島支所	真島総合スポーツアリーナ
柳原交流センター	大豆島公民館	茶臼山スポーツ施設管理棟
浅川公民館	七二会公民館	信州新町体育館
朝陽公民館	信更公民館	北部スポーツ・レクリエーションパーク管理棟
安茂里公民館	豊野公民館	千曲川リバーフロントスポーツガーデン
中条交流センター	戸隠支所	
小田切交流センター	戸隠公民館	

(注) 電話・Eメール等、登録窓口以外での登録申請はできません。

3 長野市施設利用登録証の取扱い

- 1 「登録証」は、「登録者」以外では使用できません。また、「登録証」は「登録者」が責任を持って使用し、管理するものとします。
- 2 「登録証」の使用、管理に際して「登録者」が前項に違反した場合において、その違反に起因して「登録証」が不正に利用され、「登録者」または第三者に損害を与えたときは、「登録者」がその責を負うものとします。
- 3 「登録証」の紛失や盗難があったときは、スポーツ課までご相談ください。

4 パスワードの取扱い

- 1 パスワードは、他人に知られないよう、取扱いにはご注意ください。
- 2 パスワードの照会は、システムで行ってください。（10頁参照）

5 システムから予約できる施設

(注) 問い合わせはスポーツ課までお願いします。

(注) 本案内に基づく登録では、勤労者福祉施設及び後町ホール、飯綱南グラウンドの予約はできません。

1 運動公園

施設名		利用料	受付窓口 (利用料納入場所、 許可書交付場所)
長野運動公園	総合体育館	有料	長野運動公園 総合市民プール (アクアウィング)
	補助体育館	有料	
	運動広場 ※照明利用料は有料	無料	
	テニスコート	有料	長野運動公園テニスコート
南長野運動公園	野球場	有料	南長野運動公園野球場
	体育館	有料	南長野運動公園体育館
	総合球技場 (屋内練習場のみ)	有料	
	テニスコート	有料	南長野運動公園テニスコート

2 テニスコート

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所、 許可書交付場所)	鍵の授受場所
緑ヶ丘テニスコート	有料	浅川公民館 (通)	ナンバーロックキー
篠ノ井テニスコート	有料	篠ノ井交流センター (通)	篠ノ井交流センター
茶臼山テニスコート	有料	茶臼山スポーツ施設管理棟 (通)	茶臼山スポーツ施設管理棟
御厨テニスコート	有料	川中島支所 (通)	川中島支所
川柳テニスコート	有料	篠ノ井交流センター (通)	篠ノ井交流センター
古里テニスコート	有料	古里公民館 (通)	ナンバーロックキー
大豆島テニスコート	有料	千曲川リバーフロントスポーツガーデン (通)	セブンイレブン長野大豆島東店
豊野テニスコート	無料	豊野公民館	鍵なし
鬼無里テニスコート	無料	鬼無里公民館	鬼無里公民館
信州新町テニスコート	有料	信州新町体育館	信州新町体育館
真島テニスコート	有料	真島総合スポーツアリーナ (通)	真島総合スポーツアリーナ

(通)・・・通年券販売場所

3 屋内運動場

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所、 許可書交付場所)	鍵の授受場所
茶臼山屋内運動場	無料	茶臼山スポーツ施設管理棟	茶臼山スポーツ施設管理棟
豊野屋内運動場	無料	豊野公民館	ナンバーロックキー
戸隠屋内運動場	無料	戸隠支所	ナンバーロックキー
鬼無里屋内運動場	無料	鬼無里公民館	鬼無里公民館
大岡屋内運動場	無料	大岡支所	大岡支所
中条屋内運動場	無料	中条交流センター	中条交流センター
サンマリーンながの 屋内運動場	有料	サンマリーンながの 屋内運動場受付	なし (管理人が開閉)
北部スポーツ・レクリエー ションパーク 屋内運動場	有料	北部スポーツ・レクリエー ションパーク管理棟	なし (管理人が開閉)

4 体育館

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所、 許可書交付場所)	鍵の授受場所
真島総合スポーツアリーナ	有料	真島総合スポーツアリーナ	
芹田体育館	無料	芹田公民館	ナンバーロックキー
川合新田体育館	無料	芹田公民館	ナンバーロックキー
古牧体育館	無料	古牧公民館	ナンバーロックキー
三輪体育館	無料	三輪公民館	ナンバーロックキー
古里体育館	無料	古里公民館	ナンバーロックキー
柳原体育館	無料	柳原交流センター	ナンバーロックキー
浅川体育館	無料	浅川公民館	ナンバーロックキー
大豆島体育館	無料	大豆島公民館	ナンバーロックキー
朝陽体育館	無料	朝陽公民館	ナンバーロックキー
長沼体育館	無料	スポーツ課	ナンバーロックキー
裾花体育館	無料	安茂里公民館	ナンバーロックキー
安茂里体育館	無料	安茂里公民館	ナンバーロックキー
芋井体育館	無料	芋井公民館	ナンバーロックキー
篠ノ井体育館	無料	茶臼山スポーツ施設管理棟	茶臼山スポーツ施設管理棟
塩崎体育館	無料	篠ノ井交流センター	ナンバーロックキー
小松原体育館	無料	篠ノ井交流センター 川中島支所	ナンバーロックキー
松代体育館	無料	松代公民館	デイリーヤマザキ長野松代店
若穂体育館	無料	若穂公民館	ナンバーロックキー
川中島体育館	無料	川中島支所	セブンイレブン川中島中学校前店
更北体育館	無料	真島総合スポーツアリーナ	セブンイレブン長野真島店
七二会体育館	無料	七二会公民館	ナンバーロックキー
信更体育館	無料	信更公民館	ナンバーロックキー
豊野体育館	無料	豊野公民館	ナンバーロックキー
戸隠体育館	無料	戸隠公民館	ナンバーロックキー
両京健康スポーツセンター	無料	鬼無里公民館	ナンバーロックキー
上里健康スポーツセンター	無料	鬼無里公民館	ナンバーロックキー
大岡体育館	無料	大岡支所	ナンバーロックキー
信州新町体育館	無料	信州新町体育館	なし(管理人が開閉)
中条体育館	無料	中条交流センター	ナンバーロックキー

5 運動場

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所 許可書交付場所)
犀川第一運動場	無料	スポーツ課
犀川第二運動場	無料	
落合運動場	無料	
屋島運動場	無料	
安茂里運動場	無料	
茶臼山運動場	無料 ※照明利用料は有料	茶臼山スポーツ施設管理棟
篠ノ井運動場	無料	篠ノ井交流センター
西横田運動場		
西寺尾運動場	無料	松代公民館
更北運動場	無料	真島総合スポーツアリーナ
犀川南運動場	無料	川中島支所
今井運動広場	無料	川中島支所
大豆島運動場	無料	千曲川リバーフロントスポーツガーデン ※鍵の貸出はセブンイレブン 長野大豆島東店
七二会運動場	無料	七二会公民館
小田切運動場	無料	小田切交流センター
芋井運動場	無料	芋井公民館
信更運動場	無料	信更公民館
豊野東山第一、第二運動場	無料	豊野公民館
戸隠運動場	無料	戸隠支所
柵運動場	無料	戸隠公民館
大岡運動場	無料	大岡支所
信州新町運動場	無料 ※照明使用料は有料	信州新町体育館
北部スポーツ・レクリエーションパーク 運動広場	有料	北部スポーツ・レクリエーションパーク 管理棟
御厨公園運動場	無料 ※照明使用料は有料	川中島支所
古里公園運動場	無料	古里公民館
青垣公園運動場	無料	松代公民館
若穂中央公園運動場	無料 ※照明使用料は有料	若穂公民館（許可書交付場所） 若穂中央公園テニスコート管理事務所 （照明使用料納付場所）

6 システムの利用方法

1 インターネットでの利用方法

本案内の表紙に記載されている「長野市施設予約システムホームページアドレス」により、インターネットに接続できるパソコンまたはスマートフォン、タブレット端末等から接続し、ご利用ください（長野市のホームページからの接続も可能。）。

※一部のスマートフォンやタブレット端末から表示できない場合があります。その場合はインターネットが使えるパソコンで試していただき、それでも動かない場合はスポーツ課までお問い合わせください。

2 インターネット以外の利用方法（パソコン等をお持ちでない方）

- (1)5頁「5 システムから予約できる施設」の受付窓口（以下「受付窓口」という。）でご利用ください。
- (2)「受付窓口」での申込みは、「登録者」が「登録証」の提示をし、長野市が別に定める「長野市施設案内予約システム 予約・取消・抽選 申請書」を使用し申込みとします。
- (3)「受付窓口」での予約は、予約する施設の「受付窓口」または「スポーツ課」のみで可能です。

7 システムの利用時間

1 インターネットに接続できるパソコン・スマートフォン・タブレット端末等での申込み時間

- (1)抽選予約は、抽選申込み期間中、24時間申込みができます。
 - (2)先着予約は、午前8時30分から午後11時50分までの受付になります。
 - (3)施設の予約状況は24時間検索できます。
- ※システムへのアクセスが集中した場合、動作が遅くなる場合があります。

2 受付窓口での申込み時間

- (1)長野運動公園（総合市民プール）、南長野運動公園（体育館）、真島総合スポーツアリーナ（管理事務所）、茶臼山スポーツ施設（管理棟）、北部スポーツ・レクリエーションパーク（管理棟）の場合、休館日を除く日の午前8時30分から午後9時までとなります。
- (2)サンマリーンながの屋内運動場は、休館日を除く日の午前9時から午後9時までとなります。
- (3)スポーツ課、公民館、支所は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

8 利用申込み期間

システムから利用申込みのできる期間は、各年度の4月から3月までの1ヶ月ごとを単位として利用申込み期間とします。（2頁 利用申込み期間表参照）

9 抽選申込み

- 1 抽選申込みができるのは、市内団体と市内個人です。
- 2 毎月1日から10日までの10日間に翌月分の抽選申込みを受け付けます。
- 3 抽選申込みは、1月につき団体登録者5件（5コマ）、個人登録者2件（2コマ）までです。
- 4 10日の抽選申込み受付終了後、コンピューターが自動で抽選します。

5 その他

(1)「抽選申請数の表示」を“表示する”にすると、現時点での抽選申込件数が表示されます。

抽選予約

表示を変えることができます。
表示モード 2週間表示 1日表示

利用日を変えることができます。
カレンダーの日付をクリックしてください。

2010年 2011年 2012年
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
1 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月

2011年4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

抽選抽選予約可能 選択中
抽選抽選予約日(当選時キャンセル待ち予約)
 予約不可 キャンセル待ち予約
 予約可能 予約日
 空き有り(要問い合わせ)
休 休 休 休 休 休 休
休 休 休 休 休 休 休

抽選申請数の表示 表示しない 表示する

利用したい時間帯の抽選申請マップをクリックして、選んでください。(複数選択可)
選択したら、次へボタンをクリックしてください。
上記会館名の右側のリンクより、会館の詳細情報を確認できます。

次へ 選択のクリア

2011年4月8日(金)

	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
テニスコートA面	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】
テニスコートB面	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】
テニスコートC面	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】	抽選 【0】

異なる日を複数選択すると抽選申請番号が変わり、抽選は別々に行われますのでご注意ください。
括弧内【】は抽選申請数です。

(2)日をまたがった予約はできません。お手数をお掛けいたしますが、1コマずつ予約完了まで進んでください(同一会館で同日であれば、複数コマ予約可能です。)

長野市 公共施設予約システム

こんにちは、待育課さん ログアウト

検索する施設の種類を選択します → 検索する施設の所在地を選択します → 施設を選択します → 施設、時間帯を選択します → ログイン後、本人情報を確認します → 利用目的、利用時間を設定します → 料金の混免申請をします → 支払方法を設定します → 予約確認後、予約登録します

会館 芋井体育館

申請者氏名カナ
申請者氏名
申請者電話番号
申請者住所
代表者氏名
責任者氏名カナ (全角カタカナ257文字以内)
責任者氏名 (全角129文字以内)
責任者電話番号 026-224-5083 [必須] (半角数字32桁以内)
〒 (半角数字8文字) ※「-」を付けて入力してください。
責任者住所 長野県 (全角、半角、最大80文字以内)
(全角、半角、最大644文字以内)
責任者メールアドレス tsiku@city.nagano.nagano.jp (半角英数字256文字以内)
催事名 (全角、半角、最大60文字以内)

Microsoft Internet Explorer
! 複数日にまたがった申請はできません
OK

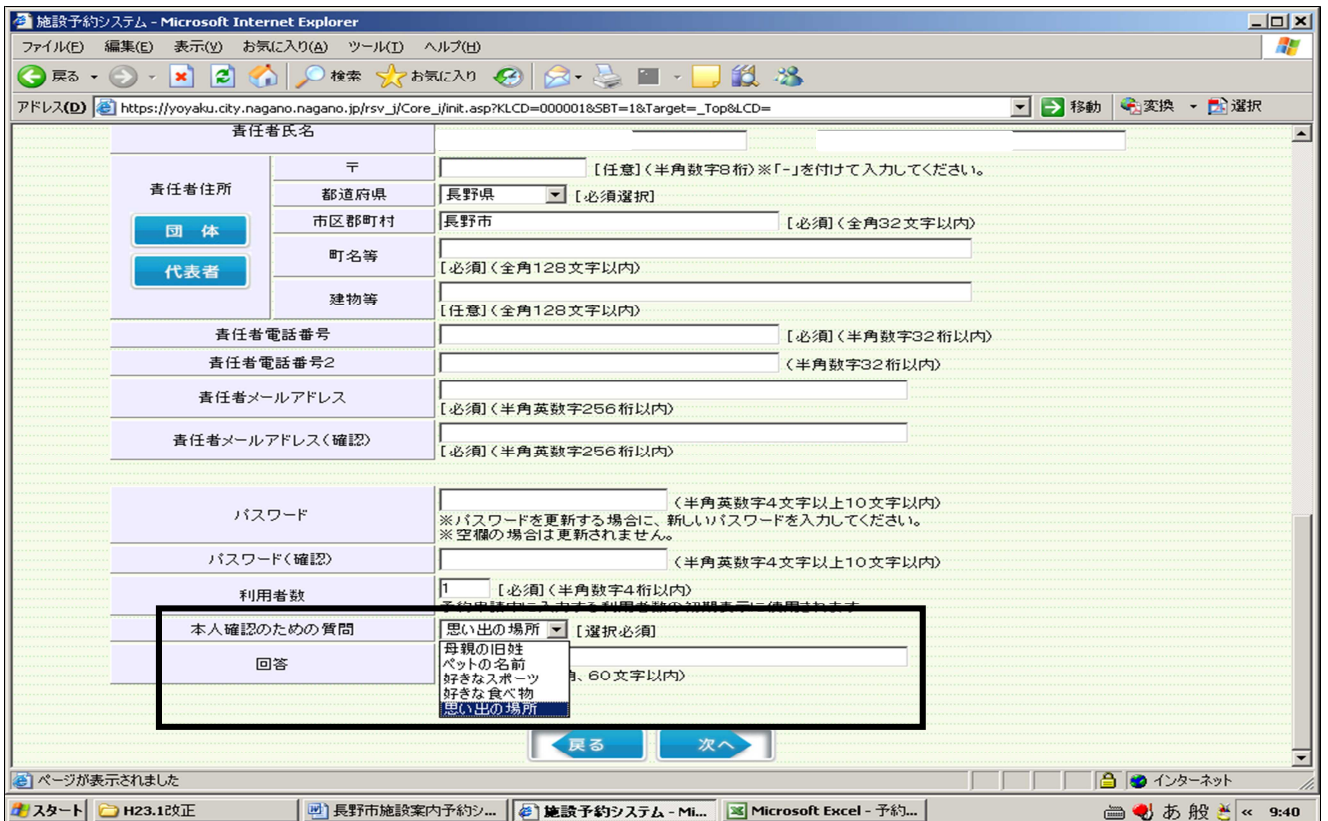
ページが表示されました

10 予約システムによるパスワードの問い合わせ方法

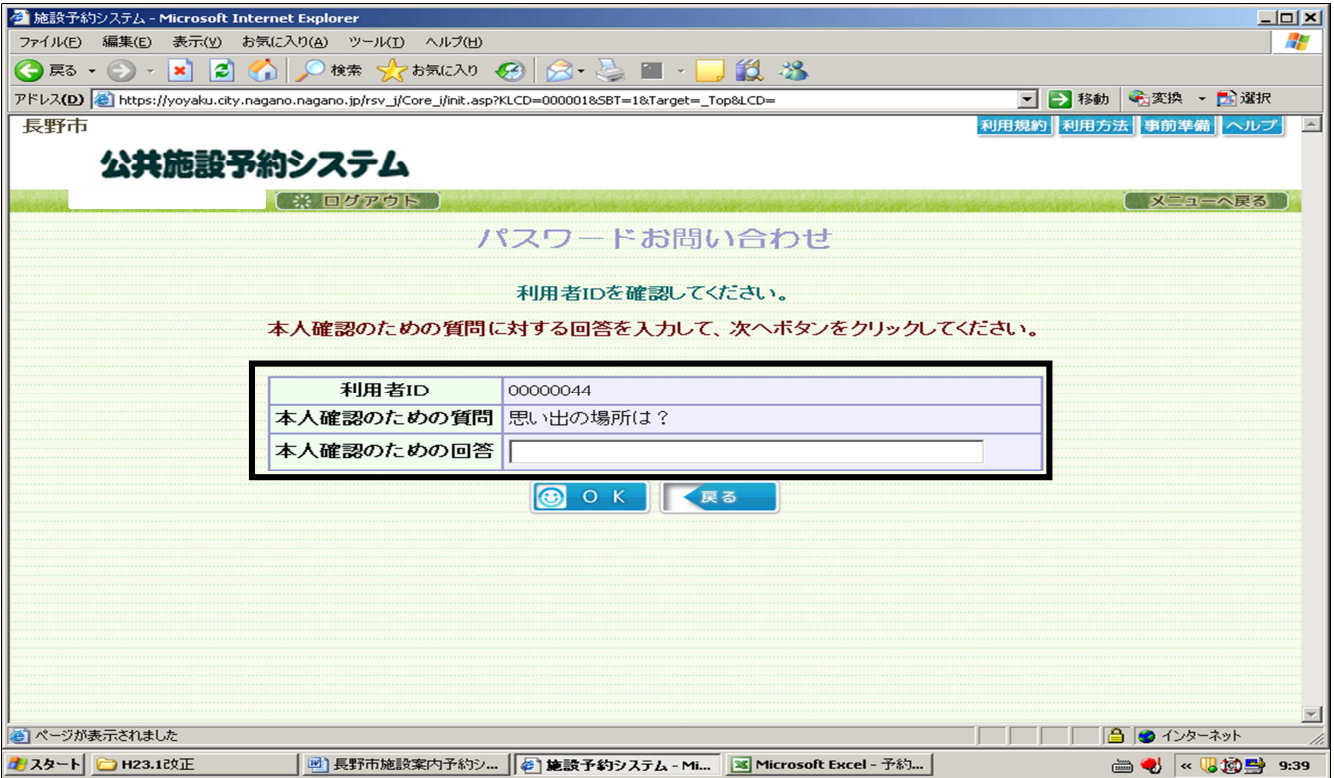
- 1 システムトップ画面の「既にご利用の方」に入り、「ご登録内容のお問い合わせ」からパスワードを問い合わせます（実際はパスワードの変更になります。）。



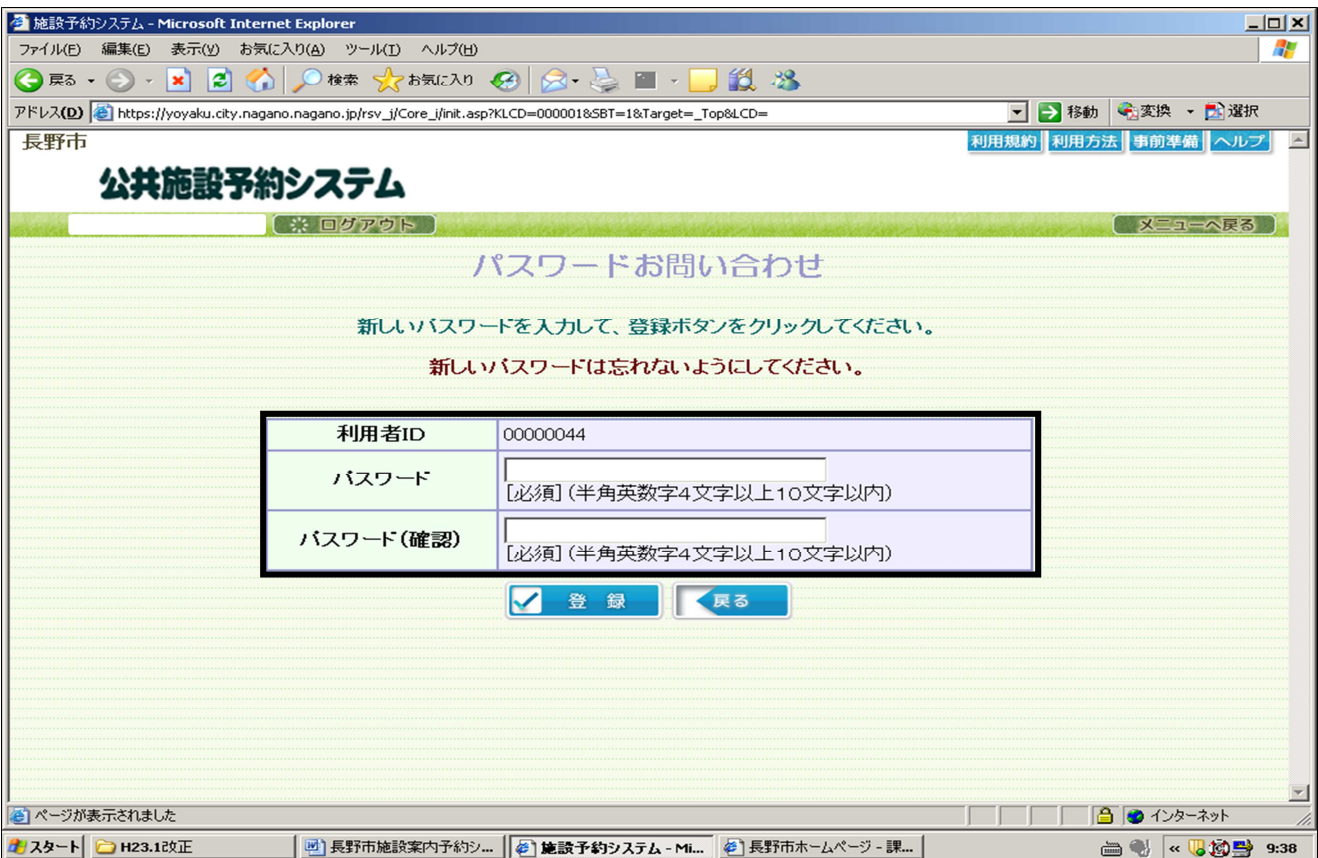
- 2 パスワードを問い合わせる際には、メールアドレスと本人確認のための質問を登録しておく必要があります。未登録の方は、「ご登録内容の変更」からメールアドレスと本人確認のための質問の登録をお願いします。



- 3 「ご登録内容のお問い合わせ」に入り、カナ氏名（カナ団体名）とメールアドレスを入力後、本人確認のための回答を入力します。



- 4 次に、新しいパスワードを登録して完了です。他にIDの問い合わせやメールアドレスの変更ができます。
※英数字混在必須



11 抽選結果の公開について・当選後利用手続き

1 抽選結果の公開について

(1)抽選結果の公開は抽選実施月の以下の日に行います。

○体育館	11日
○テニスコート	13日
○野球場・運動場・屋内運動場・多目的運動広場	15日

(2)抽選結果はメールでお知らせします。

2 抽選当選後の利用手続き

(1)無料施設（5頁～7頁参照）

自宅等のパソコンから「使用許可書」を印刷するか、各施設の受付窓口で「使用許可書」の交付を受けてください。受付窓口で「使用許可書」の交付を受ける場合は、「登録者」が「登録証」を受付窓口に提示してください。施設の鍵の授受は「使用許可書」を鍵の授受場所に提示の上、行ってください。

鍵の授受場所が公民館・交流センター・支所で以下の場合は、利用日前の平日（午前8時30分から午後5時15分まで）に鍵を受け取ってください。

- ・利用時間が平日午後5時以降
- ・利用日が土日祝日

(2)有料施設（5頁～7頁参照）

○長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、茶臼山テニスコート、真島テニスコート、北部スポーツ・レクリエーションパーク、サンマリーンながの屋内運動場

利用日までに各施設の受付窓口で利用料を納入してください。

○茶臼山、真島以外のテニスコート

利用日までに各施設の受付窓口で使用料を納入し、「使用許可書」の交付を受けてください。施設の鍵の授受は、「使用許可書」を鍵の授受場所に提示の上、行ってください。なお、個人通年使用券を既にお持ちの方は、各施設の受付窓口利用者全員の通年券を提示の上、「使用許可書」の交付を受けてください。

鍵の授受場所が公民館・交流センター・支所で以下の場合は、利用日前の平日（午前8時30分から午後5時15分まで）に鍵を受け取ってください。

- ・利用時間が平日午後5時以降
- ・利用日が土日祝日

※「使用許可書」を提示出来ない場合は、「本予約完了メールの画面」や、「予約確認画面のコピー」でも施設使用を認めます。

※長野運動公園テニスコート、南長野運動公園テニスコートでは当日予約が空いている面のみ、個人通年券での利用が可能です。

※スマートフォン専用サイトからは、許可書を出力できません。許可書を出力する際には、パソコン用サイトからとなります。

3 許可書の発行方法

(1)システムトップ画面の「予約確認」から進みます。



(2)利用日を指定し、利用者IDとパスワードを入力します。

(3) 「許可書出力」から発行することができます。

予約確認

申請番号をクリックすると申請内容が確認できます。

以下、ボタンが表示されている場合はそれぞれの操作が可能です。
 設備予約ボタンで**付帯設備**の追加予約ができます。
 減免申請ボタンで使用料金の**減免申請**ができます。
 支払ボタンで使用料金の**支払**ができます。
 許可書ボタンで許可書の**出力**ができます。
 取消しボタンで申請の**取消**ができます。
 一部取消ボタンで申請の中の一部を取り消すことができます。
 追加抽選申込ボタンで抽選申込を追加できます。
 利用確定ボタンで当選確定ができます。(確定しない場合取消される場合があります)
 希望順位の設定/確認ボタンをクリックすると、希望順位の設定/確認が行えます。

その他、不明な点は各会館にお問い合わせください。

利用日	2022年▼ 1月▼ 20日▼ ~ 2022年▼ 7月▼ 19日▼ 6ヶ月まで期間指定できます。
予約(<input checked="" type="checkbox"/> 検索する)	<input checked="" type="checkbox"/> 仮予約 <input checked="" type="checkbox"/> 本予約(未収納) <input checked="" type="checkbox"/> 本予約(収納済) <input type="checkbox"/> 取消済
抽選(<input checked="" type="checkbox"/> 検索する)	<input checked="" type="checkbox"/> 抽選前 <input checked="" type="checkbox"/> 抽選済(当選未確定) <input checked="" type="checkbox"/> 抽選済(利用確定済) <input checked="" type="checkbox"/> 抽選済(落選) <input type="checkbox"/> 取消済
施設分類	指定しない ▼
表示順序	利用日(昇順) ▼ 会館コード(昇順) ▼ 申請番号(昇順) ▼ 左から表示順の優先順を決めます。
利用者ID	

検索結果

区分(状態)	予約申請番号 抽選申請番号	利用日 利用時間	会館名称	施設名称	設備 予約	減免 申請	支払	許可書 出力	一括 取消	取消	一部 取消	追加抽選 申込	利用 確定	許可	抽選日 (予約申請番号)
予約 (本予約)	2021000977	2022年1月21日 8:30~10:30	芋井体育館	アリーナ			収納済	<input checked="" type="button" value="許可書"/>	<input type="button" value="一括取消"/>	<input type="button" value="取消"/>	<input type="button" value="一部取消"/>			許可	

12 先着申込み・利用手続き

1 先着申込みについて

(1)先着申込み受付期間は、抽選結果公開日の午前8時30分から当日までです（長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、茶臼山テニスコート、真島テニスコート、北部スポーツ・レクリエーションパークの予約は前日までです。）。なお、抽選結果公開日が受付窓口の休館日と重なる場合、各施設の受付窓口での申込みは開館日からとなります。

(2)申込みは1月につき、抽選申込みによる当選分と合わせて団体登録者5件（5コマ）、個人登録者 2件（2コマ）までです。

(3) 1週間以内の申込みは、申込み件数の制限が無くなります（例：本日が2月1日の場合、2月7日までの予約について、制限はありません。）。

(4)社会体育館のみ、2週間以内の予約について、団体・個人とも登録を行わなくても、予約が可能です。「身分証明書」をご持参のうえ、各施設の受付窓口（4頁参照）で予約を行ってください（18歳未満のみでの利用は不可。）。

また、市民以外の方も利用できますが、有料です。（問い合わせはスポーツ課まで）

(5)市外団体は、社会体育館（無料体育館）、運動場、屋内運動場の先着申込みはできません（北部スポーツ・レクリエーションパーク及びサンマリーンながの屋内運動場は予約可能。）。

2 先着申込みの利用手続き

12頁「2 抽選当選後の利用手続き」と同様です。

13 当日申込み

- 1 システムから施設の当日予約が可能です（長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、茶臼山テニスコート、真島テニスコート、北部スポーツ・レクリエーションパークの予約は前日までです。）。
- 2 受付窓口での申込みは、「登録者」が「登録証」の提示をし、長野市が別に定める「長野市施設案内予約システム 予約・取消・抽選 申請書」を使用し申込みとします。
- 3 鍵の授受場所が公民館・交流センター・支所の場合、平日午後5時以降の当日予約及び土日祝日の当日予約をしても鍵を借りることができません。平日午後5時以降の予約は当日鍵の授受可能な時間内に、土日祝日の予約は事前の平日の鍵の授受可能な時間内に手続きをお願いします。
- 4 当日申込みの利用手続き
12頁「2 抽選当選後の利用手続き」と同様です

14 予約の取消し

- 1 無料施設
 - (1) システムから予約の取消しを行ってください。インターネット等が使えない場合は、スポーツ課・各施設の受付窓口にて、取消しの連絡をしてください（施設の有効利用のために、キャンセルが確定しましたら、できるだけ早く取消しをお願いします。）。
 - (2) 閉庁日（12月29日～1月3日を除く土、日、祝日）に限り、長野運動公園（総合市民プール）、南長野運動公園（体育館）、真島総合スポーツアリーナ（管理事務所）、茶臼山スポーツ施設（管理棟）、北部スポーツ・レクリエーションパーク（管理棟）で予約の取消しを行うことができます。
 - (3) 利用開始時刻までに予約取消しの手続きをせずに利用されなかった場合は、条例違反に当たりますので、使用許可の取り消し等の措置を講ずることがあります。
- 2 長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、茶臼山テニスコート、真島テニスコート、北部スポーツ・レクリエーションパーク
 - (1) 利用料の納入前であれば、システムから取消すことができます。ただし、利用当日についてはシステムからの取消しができないため、利用開始時刻までに各施設の受付窓口へ電話をしてください。なお、当日の予約取消しの場合には取消しをしても利用料の納入が必要です。
 - (2) 利用料が納入済みのときは、利用料を納入した施設の受付窓口で取消しをしてください。ただし、一度納入した利用料は原則返金できません。
 - (3) 利用開始時刻までに予約取消しの手続きをせずに利用されなかった場合は、条例違反に当たりますので、使用許可の取り消し等の措置を講ずることがあります。
- 3 サンマリンながの屋内運動場、茶臼山、真島以外のテニスコート
 - (1) 使(利)用料の納入前であれば、システムから取消すことができます。
 - (2) 使(利)用料が納入済みのときは、使(利)用料を納入した施設の受付窓口で取消しをしてください。ただし、一度納入した使(利)用料は原則返金できません。
 - (3) 利用開始時刻までに予約取消しの手続きをせずに利用されなかった場合は、条例違反に当たりますので、使用許可の取り消し等の措置を講ずることがあります。

4 還付請求

(1) 上記2の(2)及び3の(2)の場合、特別な事由（施設側の理由、天候など）があるときに限り、次のとおり還付請求（納入した使(利用料)の返還を求めること）をすることができます。

○長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、茶臼山テニスコート、真島テニスコート、北部スポーツ・レクリエーションパーク、サンマリーンながの屋内運動場

既納の利用料については、指定管理者が管理する長野市営運動場条例第8条及び同運動場条例施行規則第8条の規定により、還付請求することができます。（17頁参照）

受付窓口に必要な書類がありますので、還付の該当になると思われる場合は受付窓口にお問い合わせください。

○茶臼山、真島以外のテニスコート

既納の使用料については、長野市営運動場条例第8条及び同条例施行規則第8条の規定により、還付請求することができます。（17頁参照）

受付窓口に必要な書類がありますので、還付の該当になると思われる場合は受付窓口にお問い合わせください。

15 使用許可の取り消し等

長野市営運動場条例及び同条例施行規則並びに指定管理者が管理する長野市営運動場条例及び同条例施行規則に違反した場合は、条例に基づき使用許可の取り消し、システムの利用停止等の措置を講ずることがあります。

16 その他

公職選挙法による選挙で施設を利用する場合は、使用許可を取り消します。（17頁下段参照 参考条例：長野市営運動場条例 第5条第1項第4号）

17 免責事項

- 1 利用者がシステムを利用したことにより発生した利用者の損害および利用者が第三者に与えた損害について、市は一切の責任を負いません。
- 2 市が必要と認める場合は、システムの改修、運用停止、中断等を利用者へ予告なく行うことができることとします。また、このことによって生じたいかなる損害に対しても、市は一切の責任を負いません。
- 3 利用者が使用するパソコン等の障害、不具合、通信回線上の障害その他市の責に帰さない理由によるシステムの障害等により発生した利用者の損害、および利用者が第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。
- 4 施設に不具合等が発見された場合など、施設の管理上支障があると認められるときは、利用許可の取消し及び利用の中断を行うことができることとします。また、このことによって生じたいかなる損害に対しても、市は一切の責任を負いません。

18 施設利用にあたっての注意事項

- 1 使用の際は許可書を携行し、時間を厳守すること。
- 2 使用後は必ず所定の「使用日誌」へ記入を行うこと。（体育館及び屋内運動場のみ）
- 3 使用に際しては細心の注意を払い、施設を傷めないこと。
- 4 施設内及び敷地内は禁煙とすること。
- 5 体育館内への土足での立ち入り及びアリーナ内での飲食はしないこと。（運動中の水分補給を除く）
- 6 使用後は、施設の整備、ごみの片付けを必ず行い、消灯及び施錠を確認すること。
- 7 施設に損害を与えた場合は、利用者が損害賠償の責を負うこと。

<参考条例>

・指定管理者が管理する長野市営運動場条例

第8条 第6条第1項に規定する利用の許可を受けた者は、別表に定める運動場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

- 3 指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金を割引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる。

・同条例施行規則

第8条 条例第8条第7項の規定による利用料金（個人通年利用券及び個人月間利用券（以下「利用券」という。）に係る利用料金を除く。）の返還の額は、既に支払った利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用できなくなった場合で、かつ、指定管理者が特別な事由があると認めるとき 100分の100
- (2) 利用者が、次に掲げる日までに、その利用の許可の取消しを申し出て、かつ、指定管理者が特別な事由があると認めるとき
ア 利用日前1月 100分の75 イ 利用日前5日 100分の50

・長野市営運動場条例

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の停止を命じ、若しくは許可の条件を変更し、又は退場を命じ、若しくはその他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の申請に偽りがあつたとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) [公職選挙法](#)（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に利用する場合等公益上必要があると認められるとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

第8条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が特別な事由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が別に定める日までにその使用の許可の取消しを申し出たとき。

・同条例施行規則

第8条 条例第8条ただし書の規定による使用料（個人通年使用券に係る使用料を除く。）の還付の額は、市長が別に定めるところにより、既に納めた使用料の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第8条第1号の規定に該当し、かつ、特別な事由があると認めるとき 100分の100
- (2) 使用者が、次に掲げる日までに、その使用の許可の取消しを申し出て、かつ、特別な事由があると認めるとき
ア 使用日前1月 100分の75 イ 使用日前5日 100分の50

委任状記載例

委 任 状 (記載例)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

長野市長

受任者(代理人)

住 所 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

氏 名 体 育 太 郎

上記の者に 長野市施設案内予約システム施設利用登録の申請 を委任します。

委任者(本人)

住 所 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

氏 名 体 育 次 郎

生年月日 昭・平 ○ 年 ○ 月 ○ 日

※委任者(本人)欄は、委任者本人が自署してください。